

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（信託財産状況報告書の記載事項等）</p> <p>第十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十三号から第十五号まで及び第七項各号に掲げる事項については、受益者が特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者が信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第一項各号に掲げる信託に係るものである場合は、この限りでない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号及び第七項において「対象財産」という。）につき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、ハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）</p>	<p>（信託財産状況報告書の記載事項等）</p> <p>第十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において「対象財産」という。）につき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、ハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）</p>

イ〜ニ (略)

九〜十二 (略)

十三 計算期間における信託財産の状況の経過(信託財産の価額の  
主要な変動の要因を含む。)

十四 信託財産の価額の推移

十五 信託業務を営む金融機関が信託業務に関する外部監査を受け  
ている場合において、計算期間において当該外部監査に係る報告  
を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに  
当該外部監査の対象及び結果の概要

2〜6 (略)

7 信託業務を営む金融機関は、対象財産に対象有価証券(金融商品  
取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第九  
十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。以下この項及び第三  
十一条の二十二第三項において同じ。)が含まれているときにおけ  
る報告書には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を  
記載しなければならない。ただし、当該報告書の交付前一年以内に  
信託契約に係る顧客に対し交付した当該信託契約に係る法第二条の  
二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定す  
る書面(以下「契約締結前交付書面」という。)若しくは第三十一  
条の二十一第一項第三号ロに規定する契約変更書面又は報告書に当  
該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。

一 当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法  
並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告

イ〜ニ (略)

九〜十二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2〜6 (略)

(新設)

する頻度及び方法に関する事項

二 当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この号及び第四号において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の前号に掲げる事項（同号に規定する価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に限る。）に係る重要な業務を行う者（次号において「ファンド関係者」という。）の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項

三 当該金融機関とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係  
四 ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあつては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第二十二条（略）

2～8（略）

9 信託業務を営む金融機関は、金融商品取引業等に関する内閣府令第三百三十条第一項第十五号に規定する場合において、同号の金融商品取引業者が対象有価証券（同条第三項に規定する対象有価証券をいう。以下この項において同じ。）の取得又は買付けの申込みをするために講じた同号イからハまでに規定する措置により、当該対象

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第二十二条（略）

2～8（略）

（新設）

有価証券の価額若しくは同条第六項に規定する監査報告書等を入手した場合又は当該金融商品取引業者から、当該金融商品取引業者が同条第一項第十五号の権利者に交付した金融商品取引法第四十二条の七第一項の運用報告書に記載された当該対象有価証券に係る同令第三百三十四条第一項第二号ロに掲げる事項（以下この項において「記載事項」という。）の通知を受けた場合において、当該価額、当該監査報告書等及び当該記載事項を照合すること並びにその結果を当該権利者に対して通知することを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

10) 信託業務を営む金融機関は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第三百三十条の二第一項に規定する信託契約（以下この項及び次条第二項ただし書において「年金信託契約」という。）を締結し、当該年金信託契約に基づき、同法第三百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この項及び次条第二項第八号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該年金信託契約の相手方である厚生年金基金から同法第三百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従つて当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。

（新設）

(信託財産に係る行為準則)

第二十三条 (略)

2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第六号から第八号までに掲げる行為については、年金信託契約である場合に限る。

一～五 (略)

六 厚生年金基金が厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三十九条の十五第一項の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該厚生年金基金に対し、その旨を通知しないこと。

七 厚生年金基金から、厚生年金基金令第三十条第一項第一号の規定に違反し、信託財産の運用として特定の金融商品(金融商品取引法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。)を取得させることその他の運用方法の特定があつた場合において、これに応ずること。

八 積立金の運用に関して、厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。

3・4 (略)

5 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第二十三条 (略)

2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

3・4 (略)

5 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四 (略)

五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六〇八 (略)

九 法第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

十 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ〇二 (略)

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第三十一条の四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。)は、同条第二項の規定による承諾を行った信託業務を営む金融機関のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第三十一条の六の二において同じ。)に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(広告類似行為)

第三十一条の十四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便(

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六〇八 (略)

九 法第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

十 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ〇二 (略)

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第三十一条の四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。)は、同条第二項の規定による承諾を行った信託業務を営む金融機関のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第三十一条の六の二において同じ。)に関して特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(広告類似行為)

第三十一条の十四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便(

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、「フアクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 （略）

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ （略）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 契約締結前交付書面

(2)・(3) （略）

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、「フアクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 （略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ （略）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2)・(3) （略）

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十一条の二十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第一号の二及び第七号並びに第三項に掲げる事項については、委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者(委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が信託業法施行令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。)(のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託に係るものである場合は、この限りでない。

一 (略)

一の二 信託の目的の概要

二～六 (略)

七 当該金融機関の信託業務に関する外部監査の有無並びに当該外部監査を受けている場合にあつては、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

2 (略)

3 信託業務を営む金融機関が特定信託契約の締結後に当該特定信託契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を信託財産とする方針である場合における法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項のほか、第十九条第七項各号に掲げる事項とする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十一条の二十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(新設)

二～六 (略)

(新設)

2 (略)

(新設)

(投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)  
第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法  
第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
ものとする。

一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品(金融商品取引業等に  
関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券  
化商品をいう。以下この号において同じ。)の原資産の信用状態  
に関する評価を対象とする金融商品取引法第二条第三十四項に規  
定する信用格付(実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関す  
る評価を対象とするものと認められるものを除く。)

二 (略)

(投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)  
第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法  
第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
ものとする。

一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品(金融商品取引業等に  
関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第二百九十五  
条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号に  
おいて同じ。)の原資産の信用状態に関する評価を対象とする金  
融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付(実質的に当  
該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とするものと認  
められるものを除く。)

二 (略)